

感謝状贈呈対象者の区分	推薦基準			推薦者
	要件	基準日	除外条件	
4 民間社会福祉施設の役職員（役員及び従事者）	基準日において10年以上（通算）在職した者（役員についてはその功績が顕著と認められる者）	各年の <u>10月1日</u>	既受賞者 市職員	団体又は施設の長
7 ボランティア活動功労者（団体・個人）	基準日において10年以上（通算）活動した者で、功績が顕著と認められるもの	各年の <u>10月1日</u>	既受賞者	福祉施設の長 民児協会長 市福祉事業団理事長 市社協会長 担当課長

備考

1 年数の通算および加算等

- (1) 在職期間または活動期間に中断があった場合においても、これを通算するものとする。
- (2) 市町村合併に伴う経過措置として、推薦基準で年数を要件としているものについては、合併前の就任年月から年数を通算する。
- (3) 二職以上の職にあった者の在職年数の計算は、前の職の在職年数を表中の各号に定める年数の比率で計算し、後の職の在職年数に加算する。
ただし、二職以上の職を同時に兼ねていた場合の在職年数の計算は、その一方によって計算し、他の年数は、加算しないものとする。
- (4) 在職期間の算定においては、産休、育休その他休職期間を除く。

- 4 表中「4 民間社会福祉施設の役職員」とは、市内の民間運営施設で社会福祉法第2条に規定する事業に従事するもの、介護保険法第115条の46に規定する「地域包括支援センター」の職員及び介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員とする。また、施設については施設長をはじめ、事務員、調理員等を含む。なお、社会福祉法人の役職員にあつては、本部事務員等施設職員でなくても年数加算の対象とすることができる。ただし、市内の他の民間社会福祉施設に勤務した経験がある場合は、その従事年数も加算できる。

- 6 表中「7 ボランティア活動功労者」は、年12回以上、または月1回以上の活動を行うものとする。